行政処分等 の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	左記の行 政処分の 点数
20220510	株式会社 山岸興業(法人番号5060001023873)代表者:山岸 幸太	栃木県佐野市高萩町405		栃木県佐野市高萩町405 -4	日車)	安全規則第8条第1項	監査を実施。10件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)乗務等の配錄の改ざん・不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)、(5)運行記録計による記録の改ざん・不実記録(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)、(5)運行記録計による記録の改ざん・不実記録(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3)、(7)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の第1項)、(8)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第2条の2、道路運送車両法第48条第1項)、(9)事業計画事前届出達反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)、(10)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項、貨物自動車運送事業報告規則第2条)		22
20220510	丸藤高速 株式会社 (法人 番号4060001020095)代表者: 藤生 亨	栃木県足利市梁田町443	本社	1-3	日車)、輸送の安全確保 命令	安全規則第8条第1項	救護措置義務違反があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和3年5月13日及 び同年6月2日、監査を実施。10件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反 (貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の記録事項違反(貨物自動車 運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)乗務等の記録事項違反(貨物自動車運送事業 輸送安全規則第8条第1項)、(4)乗務等の記録の改ざん・不実記載(貨物自動車運送事業 輸送安全規則第8条第1項)、(5)運行記録計による記録の改ざん・不実記録(貨物自動車運送事業 輸送安全規則第19条第1項)、(5)運行記録計による記録の改さん・不実記録(貨物自動車運送事業 輸送安全規則第10条第1項)、(7)定期点接整備の実施違反(貨物自動車運送事業 輸送安全規則第10条第1項)、(7)定期点接整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安 全規則第3条の2、道路運送車両法第48条第1項)、(8)運行管理者の講習受講義務違反 (貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)、(9)報告義務違反(貨物自動車運送 事業法第60条第1項、貨物自動車運送事業報告規則第2条)、(10)自動車に関する表示 義務違反(道路運送法第95条)		15
20220510	有限会社 三井新聞店(法人番号6050002012339)代表者:三井 公平	茨城県土浦市文京町18 -26	本社	茨城県土浦市文京町18- 26	輸送施設の使用停止(150 日車)、輸送の安全確保 命令	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和3年7月9日及び同年8月18日、監査を実施。11件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)乗務等の記録事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)、(4)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(6)高齢運転者に対する酒性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(6)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第16条第2項)、(7)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2、道路運送車両法第48条第1項)、(8)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)、(9)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業未第9条第3項)、(11)自動車に関する表示義務違反(道路運送法第95条)	15	15
20220510	株式会社 中谷運輸(法人番号5020001093763)代表者:中谷 康治		本社	神奈川県川崎市川崎区殿 町3-9-13	輸送施設の使用停止(70 日車)	貨物自動車運送事業輸送 安全規則第3条第6項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和2年11月20日、令和3年5月20日、同年7月7日及び同年11月9日に監査を実施。8件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)乗務等の記録事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)、(5)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(8)運行管理補助者の要件違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第3項)	7	7

行政処分等 の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	左記の行 政処分の 点数
20220510	株式会社 倉沢(法人番号 3070001036323)代表者:須藤 和義			群馬県伊勢崎市赤堀今井 町2-1010	輸送施設の使用停止(50 日車)	貨物自動車運送事業輸送 安全規則第7条	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和3年6月11日、同年7月9日及び同年9月6日に監査を実施。9件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)乗務等の記録事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)、(3)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(4)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3)、(5)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(7)初任・高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の4)、(9)報告義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の4)、(9)報告義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の4)、(9)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項、貨物自動車運送事業報告規則第2条)	5	5
20220510	株式会社 誠光運輸 (法人番号6050001007364)代表者: 荻谷 家光	茨城県那珂市向山1269 -2	那珂	茨城県那珂市向山1264— 3	文書警告	安全規則第10条第1項	公安委員会からの通知を端緒として、令和4年4月20日、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(2)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)		0
20220510	有限会社 中内運輸(法人番号 - )代表者:池田 三男	東京都江戸川区宇喜田町185	本社、江戸川	(本社)東京都江東区南砂7 -4-5、(江戸川)東京都 江戸川区江戸川5-41-4		貨物自動車運送事業法第32条	所在不明であることを端緒として調査を実施したところ、事業の無届出休止・廃止が判明したことから、事業許可を取消したもの。(1)事業の無届出休止・廃止(貨物自動車運送事業法第32条)	0	0
20220510	有限会社 大ハライン(法人番 号3010402007861)代表者:平 山 恒弘		本社、八千代	(本社)東京都港区港南1- 2-27、(八千代)千葉県八 千代市吉橋字西内野1838		貨物自動車運送事業法第 32条	所在不明であることを端緒として調査を実施したところ、事業の無届出休止・廃止が判明したことから、事業許可を取消したもの。(1)事業の無届出休止・廃止(貨物自動車運送事業法第32条)	0	0

行政処分等 の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	左記の行 政処分の 点数
20220510	有限会社 泰豐商事(法人番号7040002035001)代表者:木村 栄彦		東京	東京都江東区新木場1-1-69	許可の取り消し	貨物自動車運送事業法第32条	所在不明であることを端緒として調査を実施したところ、事業の無届出休止・廃止が判明したことから、事業許可を取消したもの。(1)事業の無届出休止・廃止(貨物自動車運送事業法第32条)	0	0
20220510	有限会社 エキスプレスニー (法人番号1011801021629)代 表者:西川 譲			<b>-19</b>	許可の取り消し	32条	所在不明であることを端緒として調査を実施したところ、事業の無届出休止・廃止が判明したことから、事業許可を取消したもの。(1)事業の無届出休止・廃止(貨物自動車運送事業法第32条)		0
20220510	有限会社 福祉葬儀社(法人 番号4040002074902)代表者: 田口 利雄	千葉県市原市市原402-6 6	本社	千葉県市原市市原402-3	許可の取り消し	貨物自動車運送事業法第32条	所在不明であることを端緒として調査を実施したところ、事業の無届出休止・廃止が判明したことから、事業許可を取消したもの。(1)事業の無届出休止・廃止(貨物自動車運送事業法第32条)	0	0
20220517	株式会社 廻船問屋(法人番号6090001004663)代表者:内藤 強		本社	山梨県笛吹市石和町河内2 34-1	輸送施設の使用停止(40 日車)	貨物自動車運送事業輸送 安全規則第3条第4項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和3年9月22日、同年10月20日及び同年11月12日、監査を実施。9件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の配録義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)乗務等の記録事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)、(5)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条(の3)、(7)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項、(8)点検整備記録簿の記載違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2、道路運送車両法第49条)、(9)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)	4	4

行政処分等 の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	左記の行 政処分の 点数
20220517	平井産業運輸 有限会社 (法人番号3070002021225)代 表者:磯 雄司	群馬県伊勢崎市平井町1 082	本社	群馬県伊勢崎市平井町10 85	輸送施設の使用停止(30 日車)	貨物自動車運送事業輸送 安全規則第3条第4項	労働局からの通報を端緒として、令和3年7月14日、監査を実施。1件の違反が認められた。 (1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)	3	3
20220519	株式会社 小野運送店(法人番号1010701002037)代表者: 小野 正彦		群馬	群馬県伊勢崎市赤堀鹿島 町656-1	文書警告	貨物自動車運送事業輸送 安全規則第3条第4項	労働局からの通報を端緒として、令和4年2月18日、監査を実施。1件の違反が認められた。 (1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)	0	0
20220531	秀和運輸 株式会社(法人番号5020001073179)代表者:斎藤 邦治	鳥町3-2		鳥町3-2	輸送施設の使用停止(40 日車)	安全規則第3条第6項	死亡事故があった旨公安委員会からの通知を端緒として、令和3年10月26日、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(3)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)	4	4
20220531	銚子通運 株式会社(法人番号6040001062286)代表者:大里 忠弘		銚子	干葉県銚子市三崎町2-2 616	輸送施設の使用停止(30 日車)	貨物自動車運送事業輸送 安全規則第3条第4項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和4年1月12日、監査を実施。9件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条第1項)、(5)運行記録計による記錄義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条第1項)、(6)運行記録計による記錄義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3)、(7)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第19条第1項)、(8)運賃及び料金並びに運送約款の無掲示(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(8)運賃及び料金並びに運送約款の無掲示(貨物自動車運送事業法第11条)、(9)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項、貨物自動車運送事業報告規則第2条の2)	3	3

行政処分等 の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	左記の行 政処分の 点数
20220531	有限会社 川崎商会(法人番号1070002023132)代表者:川崎 清	群馬県桐生市菱町上菱5 -415-2				安全規則第10条第2項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和3年10月20日、監査を実施。8件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の記録義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第70条第項)、(3)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第項)、(4)高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(5)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(6)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条の4)、(7)運行管理者の調督受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の4)、(7)運行管理者の調督受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)、(8)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)	3	3

注1 事業者点数は、関東運輸局の管轄区域での累計です。

注2 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について3.(4)但し書き参照)